

子育て世帯臨時特例給付金 子育て支援減税手当のご案内

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

支給対象

次の2つの要件を満たす人

①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給していること

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることです。

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満であること

【児童手当 所得制限限度額】

扶養親族などの人数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	1,960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

※収入額の目安は、給与収入のみで計算しています。

○所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる人の限度額（所得額ベース）は、

上記の額に老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

○扶養親族などの人数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童です。ただし子育て世帯臨時特例給付金については、次の児童は対象外です。

●「臨時福祉給付金」の対象となる児童

※詳しくは右ページをご覧ください。

●生活保護を受けている児童

・上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金や子育て支援減税手当の申請・支給時に中学校を卒業している場合でも対象児童に含みます。

・平成26年1月1日以降に亡くなった児童は対象外です。

支給額（対象児童1人当たり）

子育て世帯臨時特例給付金 10,000円
子育て支援減税手当 10,000円

問合せ こども課育成支援係内子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当窓口
☎(41)3400

また、愛知県では消費税の引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、「子育て支援減税手当」を支給します。

申請方法

7月1日(火)～9月30日(火)9時～17時（土・日曜日、祝日を除く）に提出書類を郵送または直接こども課育成支援係内子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当窓口（〒447-8601 住所不要）

※平成26年1月1日時点で碧南市の住民基本台帳に登録されている人が対象です。1月1日時点で登録されている市区町村が申請先ですので、1月2日以降に碧南市へ転入してきた人はご注意ください。

提出書類

【一般】申請書、対象児童の在留カードの写し（外国籍のみ）

※平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者には提出書類を郵送します。

【公務員】児童手当受給状況証明書、申請書、振込口座が確認できる書類

※児童手当受給状況証明書は勤務先より配布されています。

給付金の受取方法

児童手当の振込口座（公務員は申請書に記載した指定口座）に入金します。

※特別な事情により児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は、専用窓口にご相談ください。

ご注意ください

・提出期限を過ぎた場合は、給付金・手当は一切支給できません。必ず期限内に申請書を提出してください。郵送の場合、9月30日(火)の消印有効です。

・申請期間などは市区町村により異なります。

碧南市以外が申請先となる場合は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどでご確認ください。



臨時福祉給付金 のご案内

臨時福祉給付金とは

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の少ない人へ与える負担増に対して、暫定的・臨時的な措置として給付金を支給するものです。

支給対象

市民税の均等割が課税されない人（市民税の均等割が課税される人に扶養されている人や、生活保護を受けている人などは対象となりません。）

支給額

支給対象者1人につき10,000円です。また、基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などを受給されている人には、1人につき5,000円が加算されます。



子育て世帯臨時特例給付金や子育て支援減税手当、臨時福祉給付金を碧南市に申請するには…

平成26年1月1日時点で碧南市の住民基本台帳に登録されている人が対象です。1月2日以降に碧南市へ転入してきた人は、1月1日時点で住民登録のある市町村へ申請してください。申請期間を過ぎた場合は支給できませんので、ご注意ください。

参考

	支給額	対象
子育て世帯臨時特例給付金	10,000円	平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給しており、25年所得制限限度額未満の人（臨時福祉給付金の対象となる人、生活保護を受けている人を除く）
子育て支援減税手当	10,000円	平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給しており、25年所得制限限度額未満の人
臨時福祉給付金	10,000円 ※	市民税（均等割）が課税されていない人（市民税の均等割が課税される人に扶養されている人や生活保護をうけている人を除く）

※基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などを受給している人には、1人につき5,000円加算します。

子育て世帯臨時特例給付金や子育て支援減税手当、臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

- 市町村職員や県・厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作することで、他人からお金が振り込まれることは絶対にありません。
- 市町村職員や県・厚生労働省などが子育て世帯臨時特例給付金や子育て支援減税手当、臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振込みを求めるることは絶対にありません。

